

2017 年 3 月 21 日

委員会座長 佐藤 彰一

はじめに

千葉県では、千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会から平成 26 年 8 月 7 日に提出された答申において、千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直し並びに、見直しに当たっての集中見直し期間の設定や外部の第三者の評価を受けながらの進捗管理等が提言されたことを受けて、見直しの進捗について調査審議をするため「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会」を設置した（以下、本委員会）。本委員会は、平成 29 年度末まで、袖ヶ浦福祉センターが千葉県社会福祉事業団の非公募の指定管理をうけて、センターの支援内容を改善するのを見守り、検証報告書における提言が実現したかどうかを評価することを目的としている。

これまで平成 27 年度の評価を行ない、すでに公表している。本年は平成 28 年度の評価を行ない公表する予定であるが、これら単年度評価は、県と事業団の改善の進捗を単年度ごとに委員会事務局でもある県の協力を得ながら行うものである。しかし本年度は、単年度別評価とは別個に、平成 30 年夏頃を予定している総括評価（最終評価となる）の中間意見を取りまとめて、年度評価の付帯意見として本書面で公表することとした（以下、本意見書を中間意見と呼ぶ）。その趣旨は、平成 29 年度末までに、第三者検証委員会報告書の提言内容が達成できるところとできないところの見通しが、かなりの確度で見えてきたことに伴うものである。

意見の骨子

- 1 第三者検証委員会報告書の提言内容は、いくつかの点で実現された。しかし、重要な点で改善がなされない事項が残る見通しである。
- 2 養育園については、改善がみられ、県立施設として公募による民間法人による指定管理をつづける社会的意味があると、中間意見では判断している。
- 3 更生園については、改善が見られる部分はあるものの重要な事項で改善がみられず、現在の県および事業団の進捗体制では、県立施設としての支援の水準に達することが困難である。そこで、今回の公募指定においては、次期指定管理期間のうちに検証委員会および本中間意見での指摘を実現することを県ならびに指定管理者に求めるとともに、そのような重要な事項での改善および支援水準の向上が県立施設としてのレベルに次期障害者計画の終了時点（平成 32 年度末）までに達成できない場合は、県立施設ではなく、民営の入所施

設としての経営を予定し、再度の公募による指定管理は行わないものとするべきである。その場合、指定管理の残りの2年間は民間施設の移行準備期間となる。

## 説明

本委員会は、現在の段階で2013年11月下旬に発覚したような養育園第二寮における継続的かつ深刻な虐待行為が現在の袖ヶ浦福祉センターで発生するとは考えていない。また現在も発生していないと判断している。

とくに養育園においては事件の後、パーソナルサポーターの制度を組み入れ、個別支援の内容がヴィジュアルに進捗管理委員会に示されると同時に、定員の削減が進むなど、改善が計られてきていることが進捗管理委員会にも確認できるところまで来ている。

しかし、更生園においては、定員の削減がほとんど進まないうえ、相談支援アドバイザーの派遣を受けているものの、アドバイザーの役割は専ら支援者サイドのアドバイスとなっている上、そのアドバイスの内容も進捗管理委員会にこれまで報告されたことがない。更生園における利用者に対して行われる個々の支援内容は、パーソナルサポーターが派遣されている養育園の利用者に比較して進捗管理委員会に開示される機会がすくなく、外部研修や内部研修を行っている点では、事件前よりは改善されたものの、個々の利用者への具体的支援内容が進捗管理委員会に十分に報告されることなく経過しており、本委員会において、支援の向上の確認ができない。とくに進捗管理委員会委員が1月23日に県の抜き打ち調査に同行して訪れたところ、進捗管理委員会がこれまで指摘し改善を求めてきたにもかかわらず、日中活動支援が適切に行われておらず、見方によってはネグレクトとも評価しうる支援実態が明らかとなり、これについての説明を施設管理者にもとめたにもかかわらず、本日の進捗管理委員会までに回答をいただくことができなかった。

## 2 県立施設としての意味

検証委員会報告書は、更生園、養育園ともに定員の約半数程度までの削減を提言した。平成29年度末の段階での見通しでは、養育園については、この目標がほぼ達成できる見通しであるが、更生園については、ほとんど削減されないとの見通しとなっている。

定員の削減は、ただ単に人数を少なくすることを目的としたものではなく、袖ヶ浦の県立施設で暮らす方々への個別の特性に応じた支援が可能になるための前提条件として設定したものである。なぜ、個別の特性に応じた支援が必要なのか、それは障害のある人ひとり一人が、人として暮らす権利が尊重されるべきだからである。県は集中見直し期間と期間を同じくする第5次千葉県障害者計画において、「障害のある人がその人らしく暮らせる社会」を目指すこととしており、袖ヶ浦福祉センターが県立施設である以上、事業団と県は、県の施設としての標準的な環境を作り出す責務がある。しかしながら、袖ヶ浦福祉センターでは、個別の特性に応じた支援に達しておらず、平成19年に県が策定した「福祉施設で暮らして

いる人たちの生活向上のための指針」に定める事項に照らしても、障害者の個別支援や地域移行への支援が十分に行われているとは言い難い。

また、平成27年度に千葉県が策定・改定した千葉県人権施策 本指針（改定）H27の15pには次の記載がある。

「●一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを推進します。」

第三者検証委員会最終報告において、「更生園は、民間法人による強度行動障害者支援の体制が構築されるまでの間、当面、県立施設として、民間のモデルとなる強度行動障害者支援等拠点としての機能・役割を果たす」とされていた。現在、民間施設で支援レベルが向上しているところがみられる一方、更生園は、現状の支援レベルでは「民間のモデル」たり得ないと評価せざるをえない。通過型と位置づけられている強度行動障害の支援事業においても現在までに一人として他への移行ができないなど通過型施設として機能せず、更生園は県の施策が実行できない県立施設となっている。他の民間法人に対する強度行動障害者支援の体制が県において整備されつつあるとは言い難いなか、更生園では、地域移行が十分に進まず、開放性の向上も期待されるものには達しないことから、将来的に、地域や保護者との関係も薄れ、再び、孤立した閉鎖空間になる可能性が高い（第三者検証委員会最終報告に記載があるように事件当時がそうであったし、現在でも残念ながらその姿は変わっていない）。これは、指定管理者の問題というよりは、県の施策実施責任の問題である。

現在、養育園は入所定員が80名であるが、平成29年度末には、ほぼ半減する見通しがたっている。しかし、更生園は90名であるところ、平成29年度末においても80名程度の利用者が存在することが確実な見通しとなっている。また、旧来と同じ支援体制が現在も続いている箇所も多く見受けられ、特に、これまで、進捗管理委員会で開放性の向上と人としての暮らしの保証について、指摘をしてきたにもかかわらず、外出の機会がごく少ないうえ、日中の支援が職員都合でとりやめになる、食事が冷たいままのものが提供される、食べる時間が限られているなど、支援の質は県が策定した施設の生活としてめざすべきものは程遠い。

### 3 分離した後の将来展望

更生園と養育園とを経営母体を切り離して、それぞれ別個の法人が運営することは、第三者検証委員会最終報告で提言されたことであり、これは今回、実現しようとしている。県の

努力は、その点で評価できるものである。

また、まがりなりにも県内に、別途の福祉型障害児入所施設が設置され、入所者数が減少したことを受けて、きめ細かな小規模ケアの実現の素地ができつつあり、パーソナルサポーターの導入に寄る支援内容の向上とあいまって、養育園は、平成29年度末をもって、事件後の緊急対応による進捗管理体制から離れることが可能だと判断している。

しかし、更生園は定員の半減目標が達成できず、支援内容も可視化できず、一人ひとりの利用者への支援を見据えた個別支援のスーパーバイズも存在せず、旧来の管理型支援がそのまま継続していることが伺える。現状において、すぐに深刻な虐待行為が発生するとは考えていないが、将来的にそうした事態が発生する土壌がなお存在していると判断せざるを得ない。そもそも日中支援が実質的になされない現状は、それ自体がネグレクトとも評価されるべき事態である。この現状が、一年や二年で改善されるようであれば、まだまだ再建策を検討する余地もあるかと思うが、事件発覚から3年、進捗管理から2年たった今の段階の状態を見る限り、このままの運営体制で施設を維持し続けても、県立施設として県が策定した施策の実現ができる施設にはなりえない可能性が高い。このままでは、県立施設として維持する意義は乏しいものと中間意見では評価せざるを得ない。仮に、次期指定管理期間においても、現状のような体制が続くのであれば、更生園については、県立施設ではなく、小規模な通常の入所施設とし、現在の利用者を受け入れる施設や強度行動障害者の支援の拠点となりうる多数の施設等を県が他に整備すべきである。その過程で、現入所者に寄り添い、今以上の生活の保障をすることは、県としての当然の責務である。